

第12回 遠賀町農業委員会総会議事録

1.日時 平成30年6月11日(月)

午前9時00分～午前10時23分

2.場所 遠賀町役場

車庫棟2階 第6会議室

第 1 2 回 遠賀町農業委員会総会議事録

1 . 日時 平成 3 0 年 6 月 1 1 日 (月) 午前 9 時 0 0 分 ~ 午前 1 0 時 2 3 分

2 . 場所 遠賀町役場 車庫棟 2 階 第 6 会議室

3 . 出席委員 (1 3 名)

議 長	1 番	三原	高志
副 議 長	2 番	安藤	敏生
委 員	3 番	瓜生	保司
委 員	4 番	米田	かおる
委 員	5 番	矢野	英昭 (欠席)
委 員	6 番	芳村	正博
委 員	7 番	松井	悟
委 員	8 番	花川	健二

委 員	1 番	秦	茂美
委 員	2 番	古野	一寿
委 員	3 番	高崎	洋介
委 員	4 番	舩添	博孝
委 員	5 番	小西	好信
委 員	6 番	高山	和幸

4 . 6 月の農業相談委員

5 番	矢野	英昭	委員
6 番	芳村	正博	委員

5 . 議事日程

(1) 付議案件

農地法第 3 条の規定による許可申請について ()

農地法第 4 条の規定による許可申請について ()

農地法第 5 条の規定による許可申請について

(有) 取締役社長 ()

農地法第 5 条の規定による許可申請について
(株 代表取締役)
農地法第 5 条の規定による許可申請について()
農地利用集積計画の承認について
農地利用集積計画の承認について (中間管理事業)

(2) 報告案件

農地改良届について ()
農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について (中間管理事業)

(3) その他の案件

農業委員会視察研修について
人・農地プランについて

6 . 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄
事務局職員	安部 真介
事務局職員	高島 健次

開 会 9 時 0 0 分

議長 皆さん。おはようございます。

議長 本日の出席委員は、矢野委員より欠席の連絡がっております。農業委員 8 名中 7 名、推進委員 6 名中 6 名の出席となっております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただ今より第 1 2 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 5 番矢野英昭委員、6 番芳村正博委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法第 3

条申請関係 1 件、第 4 条申請関係 1 件、第 5 条申請関係 3 件、農用地利用集積計画関係 2 件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入りますが、まず現地調査を伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の 1 ページをお開きください。
付議案件 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が島津にお住まいの 氏、譲渡人が同じく島津にお住まいで父親である 氏です。申請地が 3 ページの字図にありますように、大字島津字鍛冶作 7 7 1 番 1 他 7 筆、地目が田が 6 筆と畑が 2 筆、合計面積が 1 2 , 3 4 7 m²です。農地区域は田につきましては農業振興地域内農用地、畑の部分は農業振興地域内非農用地となっております。親子間での生前贈与ということで農地の権利移動を行うもので耕作面積や授受する環境に特段問題は無い物と思われます。

続きまして 4 ページをお開きください。付議案件 農地法第 4 条の規定による許可申請についてでございます。申請人が旧停にお住まいの 氏、申請地が 6 ページの字図にありますように旧停一丁目 4 5 0 番 5、地目が田、面積が 3 3 8 m²です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種住居地域の第 3 種農地となっております。申請の目的は自己住宅の建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。7 ページが現況の平面図および縦横断図、8 ページが土地利用計画図、9 ページが被害防除計画書で排水は雨水が自然流下、汚水が公共下水道への接続となっております。1 0 ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして 1 1 ページをお開きください。付議案件 農地法第 5 条の規定による許可申請になっております。譲受人が北九州市八幡西区の有限会社 取締役社長 氏、譲渡人が木守にお住まいの 氏で、申請地が 1 3 ページの字図にありますように大字木守字村下 1 5 0 1 番、地目が田、面積が 1 , 5 8 4 m²です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第二種低層住居専用地域の第 3 種農地となっております。申請目的は 8 区画の宅地分譲です。申請に関する確実性については関係書類で確認をし

ております。営農の支障については生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。14ページが現況の平面図、15ページが土地の利用計画図、16ページが給水の計画図、17ページが雨水排水の計画図、18ページが汚水排水の計画図、19ページから21ページにかけて造成の計画図から縦横断図となっております。22ページが事業計画書、23ページが被害防除計画書、排水は雨水が水路放流、汚水が公共下水道接続となっております。24ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして25ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が遠賀町の株式会社
代表取締役 氏。譲渡人が木守にお住まいの 氏。申請地が27ページの字図にありますように、大字木守字土手ノ外972番1、地目が田、面積が852㎡、農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種住居地域の第3種農地となっております。申請目的は駐車場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。28ページが現況の平面図、29ページが土地の利用計画図、30ページが縦横断図となっております。31ページが事業計画書、32ページが被害防除計画書で排水は雨水のみで自然流下となっております。33ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして34ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が木守にお住まいの 氏。譲渡人が中間市にお住まいの 氏他1名で、申請地が36ページの字図にありますように大字木守字村下1461番1、地目が田、面積が1,160㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種住居地域の第3種農地となっております。申請目的が資材置き場兼駐車場です。申請についての確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。37ページが現況の平面図および縦横断図。38ページが土地利用計画図、39ページが事業計画書で40ページが被害防除計画書、排水は雨水のみで自然流下となっております。41ページが関係者説明に関する調査票となっております。

付議案件ではございませんが47ページをお開きください。報告案件 農地改良届についてでございます。届出人が浅木にお住まいの 氏、申請地が49ページの字図にありますように浅木3丁目682番1、地目が田、

面積が393㎡です。農地域が農業振興地域外、届出の理由が必然改良なためとなっております。農地法の許可が不要な場合の面積が1,000㎡未満であることや造成高が1m未満であることなど6つの要件を満たすため、今回届出を受け付けております。以上が現地調査を伴う案件です。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 5 分

- 現地調査後 -

再 開 9 時 5 0 分

議長 再開します。
それでは、付議案件 を議題に供します。
地区担当の矢野英昭委員が欠席ですので、事務局の方から報告をお願いします。

事務局 担当の矢野委員から、親子間による生前贈与ということで特に問題はありませんのでよろしくお願いいたしますとの伝言を聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。同じく地区担当の矢野英昭委員が欠席
ですので事務局から報告をお願いします。

事務局 これにつきましては、周りに住宅等が立ち並んでおり問題ないと思われま
すので、よろしくお願いいたしますと、担当の矢野委員から意見を預かって
おりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認
される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。地区担当の芳村正博委員からご報告を
お願いいたします。

地元委員 この案件につきましては、事前に農業委員、推進委員合わせて業者の方から
(6 番) 説明がありまして、現地を見てもらったように、何も問題はございませ
んの
で、ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認
される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件 は承認されました。

議長 次に付議案件 を議題に供します。地区担当の芳村正博委員からご報告をお願いいたします。

地元委員 (6 番) この案件につきましても、農業委員、推進委員と併せて説明を聞いております。業者が ですので、自分のところでやるということ。水利等の承諾も出ているということでございますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件 は承認されました。

議長 次に付議案件 を議題に供します。

議長 同じく地区担当の芳村正博委員からご報告をお願いいたします。

地元委員 (6 番) 本案件につきましては、推進委員さん農業委員含めて説明がございまして生産組合の水利等承諾が出ておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件 は承認されました。

議長 それでは付議案件 について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案書の42ページをお開きください。
付議案件 農地利用集積計画の承認についてでございます。
農業振興地域内農用地が10件12,514㎡。農業振興地域内非農用地が7件4,281㎡。農業振興地域外が31件30,996㎡。合計が48件47,791㎡となっております。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手を願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件 は承認されました。

議長 続いて、付議案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 付議案件 、農地利用集積計画の承認についてでございます。こちらは農地中間管理事業分で福岡県農業振興推進機構に預けられた農地について今回耕作者が変更となるため。計画を上げております。9筆、合計面積が5,7

56㎡となっております。以上です。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手を願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件 は承認されました。
それでは、報告案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは50ページをお開きください。
報告案件 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
利用権の合意解約ですが、当該農地につきましては付議案件 及び付議案件 で転用されるため、今回合意解約が出てきております。以上です。

議長 ありがとうございます。
本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

ないようですので、報告案件 について事務局より説明をお願いします。

事務局 報告案件 ですが、農地法第18条第6項の規定についてでございます。農地中間管理事業分の合意解約ですが、こちらは付議案件 で新たな耕作者が管理することになるため合意解約が同時に出されています。

議長 この件について質疑、意見がございますか。
ないようですので、その他の案件についてお願いします。

事務局 「視察研修について説明」

「人・農地プランについて説明」

「下限面積について説明」

議長 それでは皆さんの方から何かありましたら。
ないようでございますので、

【ありません。】の声

議長 ないようでございますので、以上をもって、第12回遠賀町農業委員会総会
を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 23分